

「市の花」「市の木」「市の歌」の制定目的及び制定方法について(案)

「市の花」「市の木」「市の歌」の制定目的

「ひと、みず、みどり、歴史と文化が織りなす交流のまち」を将来像に掲げる京丹後市のシンボルとなる「花」「木」「歌」を制定することによって、市のイメージの発信、市民の郷土愛の高揚、市全体の一体感の醸成を図り、市の発展に繋げることを目的とする。

「市の花」「市の木」の制定方法

- (1)京丹後市市の花と木と歌制定委員会設置要綱第6条第4項の規定(委員会は、調査、研究又は審議のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる)に基づき、市のシンボルとしてふさわしい「花」と「木」について専門的な見地からの調査、研究を行うため、「京丹後市市の花と木検討委員会」を設置する。
- (2)市のシンボルとして、永く市民に愛される「花」と「木」を公募する。
- (3)公募結果を踏まえ、「京丹後市市の花と木検討委員会」において、候補の検討を行う。
- (4)「京丹後市市の花と木と歌制定委員会」において、「京丹後市市の花と木検討委員会」での検討を終了した候補について協議・検討を行い、その結果を市長に報告する。

「市の歌」の制定方法

- (1)京丹後市市の花と木と歌制定委員会設置要綱第6条第4項の規定(委員会は、調査、研究又は審議のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる)に基づき、「市の歌」を制作するために必要な事項について、専門的な見地からの意見を聞くために、「京丹後市市の歌検討委員会」を設置する。
- (2)「市の歌」の制作は、音楽分野に秀でた専門家に委託することとし、「京丹後市市の歌検討委員会」で候補者の調査・検討を行い、「京丹後市市の花と木と歌制定委員会」において、最終的な決定を行う。
- (3)「市の歌」の制作にあたっては、「京丹後市市の花と木と歌制定委員会」で出された意見を踏まえ、「京丹後市市の歌検討委員会」において市のイメージを調査し、制作を委託する専門家に提案する。
- (4)専門家によって制作された「市の歌」を市長に報告する。